

任意おたふくかぜ予防接種費用助成事業

このたび千曲市では新たに、おたふくかぜの感染及び重症化の予防と、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、幼児の任意おたふくかぜ予防接種に要する費用の一部を助成します。

1 対象の任意予防接種

おたふくかぜ(流行性耳下腺炎)予防接種

2 開始時期

令和5年4月1日

3 助成対象者

- ①接種日当日、千曲市に住民登録がある、令和4年4月2日以降に生まれた満1歳以上2歳未満の者(1歳児)のうち、過去におたふくかぜ予防接種に係る助成を受けていない者
- ②①に掲げる者のほか、市長が認める者

4 助成金額及び回数

1人上限3,000円とし、1回限り

5 事業の実施方法

対象者(保護者)は、市内実施医療機関に市が発行する「予防接種費用助成券」を提出し、当該予防接種を受け、実施医療機関が定める、おたふくかぜ予防接種費用から助成金額を差し引いた額を医療機関に支払う。

本件に関する問い合わせ先

千曲市健康福祉部 健康推進課 予防保健係 (課長)笠井千奈 (担当者)小林宏美
電話(代表)026-273-1111(内線2113) メールアドレス kenko@city.chikuma.lg.jp